

追加措置通知

暫定未確認 (TNC)

(社会保障省 (SSA) および米国国土安全保障省暫定未確認 (DHS))

For SSA Field Office Staff: use EV-STAR and see POMS RM 10245.005ff

被雇用者の氏名		被雇用者の社会保障番号末尾 4 桁	
被雇用者の A 番号		被雇用者の生年月	
暫定未確認通知日		事例確認番号	
本通知の送付理由 :			

あなたの雇用主[雇用者の氏名]は、E-Verifyに参加しています。あなたの雇用者は、米国国土安全保障省 (DHS) および社会保障庁 (SSA) が管理するプログラム E-Verify に参加しています。E-Verify では、雇用資格証明フォーム I-9 であなたが提供した情報と DHS が利用できる記録を比較し、あなたが米国内で就労許可を得ているかを確認します。

本追加措置が送付された理由 :

あなたが雇用者から本追加措置通知を受け取った理由は、[雇用者の氏名] が E-Verify を通して DHS 暫定未確認 (DHS TNC) の結果を提供したからです。DHS TNC とは、雇用者が E-Verify で入力した情報が DHS および SSA で利用できる記録と一致しないことを意味しています。DHS TNC は必ずしも、あなたが雇用者に対し不正な情報を提供したり、米国内での就労が許可されていないという意味ではありません。オンラインページであなたの情報が一致しない理由について確認してください(<https://www.uscis.gov/e-verify/employees/tentative-nonconfirmation-overview>)。

次に、E-Verify があなたが米国内で就労許可を得ていることを雇用者に知らせる前に、いくつかのステップを踏む必要があります。

すべきこと :

1. 本追加措置通知の 1 ページ目の情報が正しいことを確認してください。正しくない場合、[雇用者の氏名] に正しい情報を提供してください。雇用者はこの E-Verify 事例を閉じ、正しい情報で新しい事例を作成する必要があります。情報が正しい場合は、ステップ 2 に進みます。
2. 事例を解決するために異議申し立てをするか否かの選択をしてください。上記の情報が正しい場合は、DHS と SSA の記録に、あなたが米国内で就労許可を得ていることが反映されるように、訂正することができます。

DHS TNC に異議申し立てしない場合、E-Verify はあなたが米国内で就労許可を得ているかを確認できないので、雇用者はあなたを解雇する場合があります。

被雇用者の権利および責任に関する情報はこちら www.uscis.gov/e-verify/employees/employee-rights-and-responsibilities。

ですべきこと：

E-Verify で雇用者が事例を送付した日から**連邦政府 8 就業日**以内に SSA 現地出張所を訪問して DHS まで連絡する必要があります。雇用者は SSA 現地出張所を訪問して DHS に連絡するまで、あなたが照会日確認書 (Referral Date Confirmation) をあなたに提出する必要があります。

SSA 現地出張所を訪問：

この事例を解決するには、SSA 現地出張所に訪問して情報を更新する必要があります。SSA カードセンターがある場所に住んでいる場合は、カードセンターを訪れる**必要があります**。こちらのページ www.socialsecurity.gov/locator から SSA 出張所を探すか、もしくは SSA まで電話で 800-772-1213 (TTY : 800-325-0778) 連絡します。

SSA を訪れる場合は、本追加措置通知を持参してください。あなたの E-Verify に問題があることを SSA に伝えてください。

SSA は、変更が必要であるという証拠がなければ、あなたの記録を更新できません。以下は、あなたの年齢、身分、名前の変更、および市民権の状態を証明するために必要な文書の例です。コピーではなく元本を持参してください。

- 年齢証明：出生証明書またはパスポート
- 身分証明：運転免許証またはパスポート
- 名前変更の証明：現在の名前がソーシャルセキュリティーナンバー (SSN) カードと一致しない場合、結婚証明書
- 米国市民権または労働許可状の証明：
 - 米国市民 - 帰化証明書、米国の出生証明書、米国のパスポート、または
 - 米国市民以外 - 永住者カード (I-551)、雇用許可書 (I-766)、または労働許可状を示す出入国記録 (I-94)。

DHS まで連絡：

事例を解決するために異議申し立てをする場合は、DHS 800-877-8339 (TTY : 800-877-8339) まで連絡します。雇用代理人はあなたの事例について詳細を調べるのに役立ちます。

DHS に連絡する際に参照できるように、本追加措置通知を手元に置いて開いてください。DHS では事例を解決するために追加情報または書類を提供するように申し伝える場合があります。英語以外の言語サポートが必要な場合は、担当者に通訳の手配を頼んでください。

事例の現状を確認するには、myE-Verify のページ <https://selfcheck.uscis.gov/SelfCheckUI/CaseTracker> にアクセスしてください。

この場合、異議を申し立てるかどうかを以下に示してください。



E-VERIFY IS A SERVICE OF DHS AND SSA

私は次を選択します。（ひとつ選択してください）

- ☐ 本E-Verify 事例に対して異議申し立てをします。私は ____ まで解決措置をとる必要があることを理解しています。
- ☐ 本E-Verify 事例に対して異議申し立てをしません。私は、解決措置をとらない場合、E-Verify は私が米国内で就労許

雇用者署名

日付